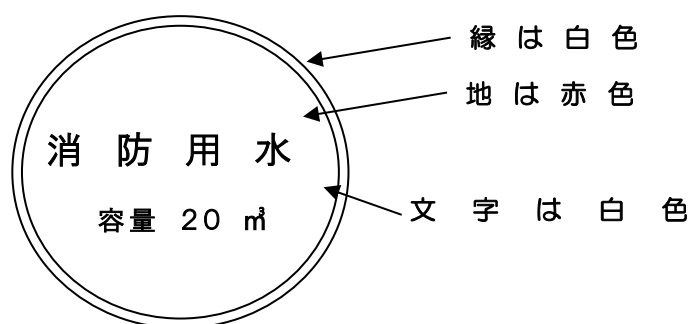


第 1 7 消防用水等の標識の運用基準

1 消防用水

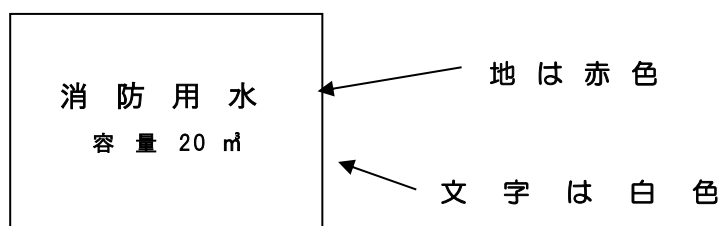
- (1) 標識の文字は「消防用水」と標記すること。
- (2) 容量の標記は、「消防用水の容量」とすること。
- (3) 標識の大きさは直径 4 0 0 mm 以上の円形又は同等の面積以上のものとする。
- (4) 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。

【直径 4 0 0 mm 以上の円形】 【図 1】



【図 1】

【円形の標識以外】 【図 2】

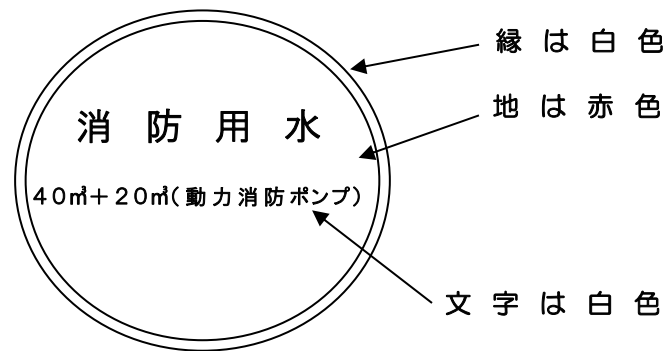


【図 2】

2 消防用水及びその他の水槽を兼用する場合

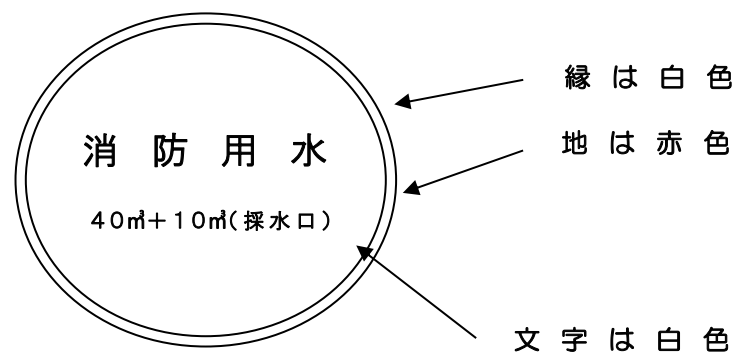
- (1) 標識の文字は「消防用水」と標記すること。
- (2) 容量の標記は、「消防用水の容量」＋「動力消防ポンプ又は採水口の容量」（動力消防ポンプ又は採水口）の設備名とすること。
- (3) 標識の大きさは直径 4 0 0 mm 以上の円形又は同等の面積以上のものとする。
- (4) 色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。

【消防用水と動力消防ポンプを兼用する場合】 【図 3】



【図 3】

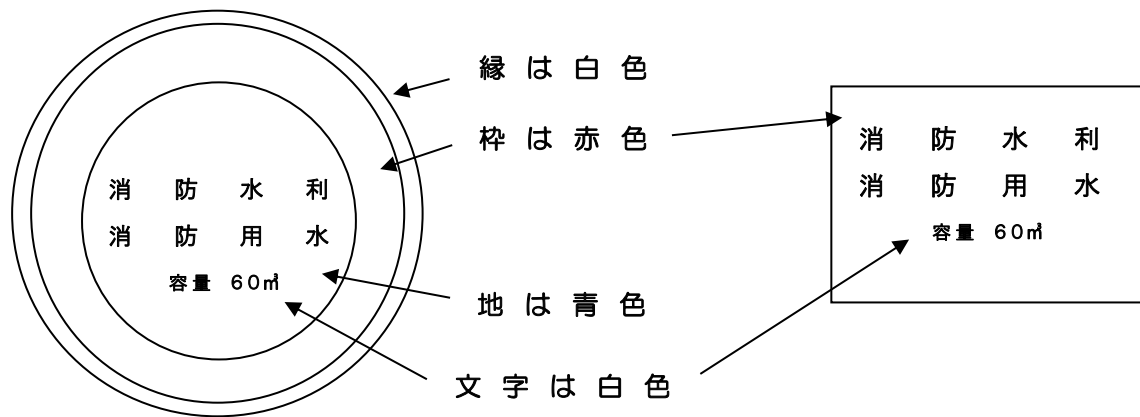
【消防用水と採水口を兼用する場合】 【図 4】



【図 4】

- 3 開発の防火水槽と消防用水を兼用する場合（公設水利となる場合を除く。）
- （1）標識の文字は、「消防水利」「消防用水」と標記すること。
 - （2）容量の標記は、「開発の防火水槽又は消防用水の大なる容量」とすること。
 - （3）標識の大きさは直径 400mm 以上の円形又は同等の面積以上のものとする。
 - （4）指定消防水利の標識に準じ、色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。

【開発の防火水槽と消防用水を兼用する場合】 【図 5】

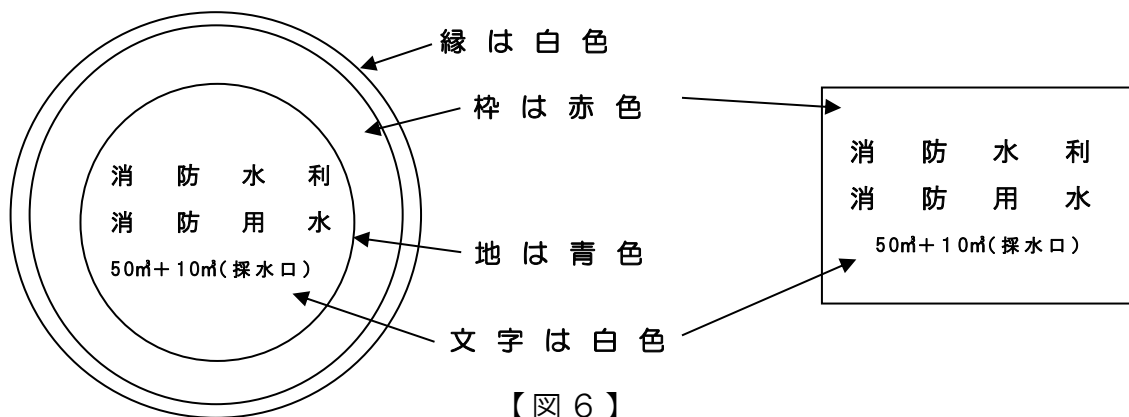


【図 5】

4 開発の防火水槽と消防用水等を兼用する場合

- (1) 標識の文字は、「消防水利」「消防用水」と標記すること。
- (2) 容量の標記は、「開発の防火水槽又は消防用水の大なる容量」＋「採水口又は動力消防ポンプの容量」（採水口又は動力消防ポンプ）の設備名とすること。
- (3) 標識の大きさは直径 400 mm 以上の円形又は同等の面積以上のものとする。
- (4) 指定消防水利の標識に準じ、色彩は、文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。

【開発の防火水槽、消防用水及び採水口の水槽を兼用する場合】 【図 6】



【図 6】

5 その他の共通事項

容量の表示については、前記に関わらず、別の看板等を設置し標記することができる。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この基準の施行の際、現に存する防火対象物又は現に工事中の防火対象物については、従前の例によるものとする。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。